



厚生労働省山口労働局発表
令和6年6月27日(木)

報道関係者各位

担当

厚生労働省山口労働局労働基準部賃金室
室長 藤村 哲也
賃金指導官 古谷 康将
電話 083-995-0372

山口地方最低賃金審議会の開催について

～ 山口地方最低賃金審議会に改正諮問を行います ～

山口労働局（局長 ともずみ こういちろう 友住 弘一郎）では、下記により、第438回山口地方最低賃金審議会を開催し、現行時間額928円とされている山口県最低賃金について、山口地方最低賃金審議会に改正の諮問を行う予定としています。

山口県最低賃金の改正について諮問されますと、山口地方最低賃金審議会は、最低賃金法の規定に基づき、山口労働局が実施している「最低賃金に関する基礎調査」、今年の春闘賃上げ要求・妥結状況、経済情勢に関する各種指標、中央最低賃金審議会から示される最低賃金額改定の目安額等を参考に調査審議を行い、後日、山口労働局長に答申することになります。

記

- 1 日時 令和6年7月4日(木) 午前10時
- 2 場所 山口地方合同庁舎2号館 5階会議室（山口市中河原町6-16）
- 3 議題 山口県最低賃金の改正について（諮問） ほか
- 4 その他 本審議会は公開することとしていますが、報道機関による撮影は、会議開始から諮問文の交付までの間とさせていただきます。
円滑な審議の進行に御理解と御協力をお願いいたします。

[参考;山口県最低賃金額の推移(過去5年分)]

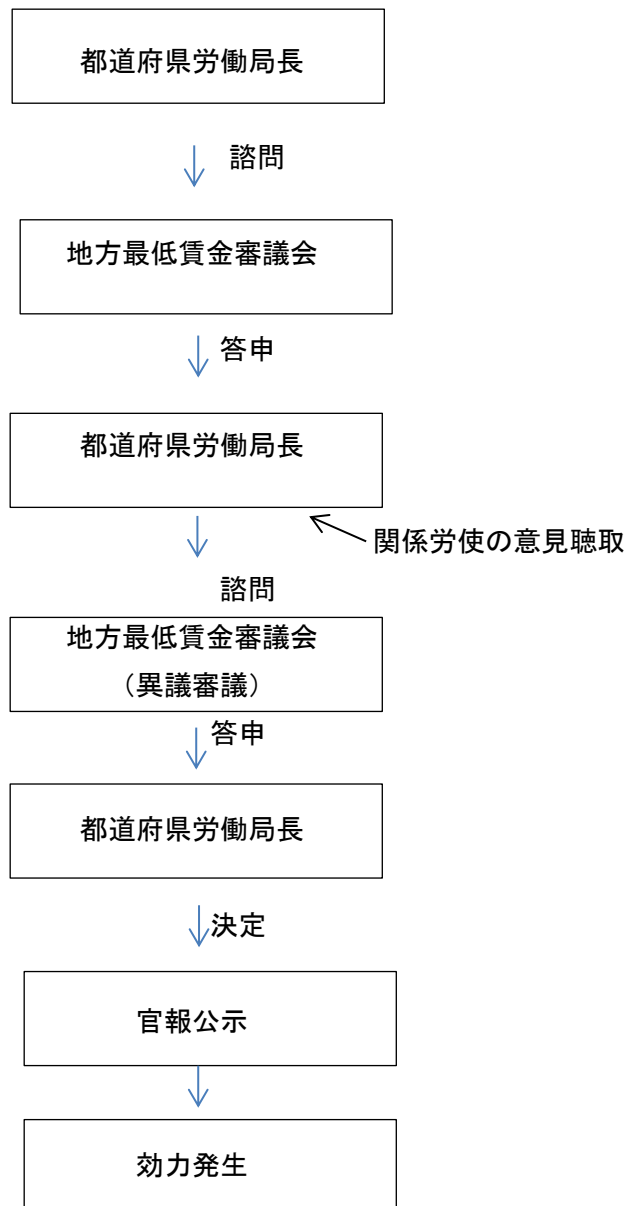
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
最低賃金額	829円	829円	857円	888円	928円
対前年度上昇率	3.4%	0.0%	3.4%	3.6%	4.5%
対前年度上昇額	27円	0円	28円	31円	40円

最低賃金の改定について

最低賃金は、最低賃金審議会において、賃金の実態調査結果など各種統計資料を十分に参考にしながら審議を行い決定します。

地域別最低賃金については、中央最低賃金審議会から示される引上げ額の目安を参考にしながら、地方最低賃金審議会（公益代表、労働者代表、使用者代表の各同数の委員で構成）での地域の実情を踏まえた審議・答申を得た後、異議申出に関する手続を経て、都道府県労働局長により決定されます。

地域別最低賃金決定の流れ



公示の日から30日経過後、又は
公示の日から30日を経過後で指定する日

申込期限：7月3日（水）12時

報道機関各位

第438回山口地方最低賃金審議会（7月4日開催）取材申込について

取材申込を希望される場合は、電子メールにて、会社名、来局される方全員の氏名、連絡先、撮影の有無を明記してお申し込みください。

[申込先] 山口労働局労働基準部賃金室（担当：藤村、古谷^{ふるや}）

メールアドレス：chinginshitsu-yamaguchikyoku@mhlw.go.jp

※電話による申込みはご遠慮ください。

[申込期限]

令和6年7月3日（水）12時00分（必着）

※取材にあたっての注意事項

撮影は、議事進行の妨げとならないよう、審議会開催前から諮問文の手交までとさせていただきます、審議中の写真撮影等をご遠慮願います。

なお、審議会当日は傍聴人の参加が予定されていますので、写真撮影等への配慮をお願いいたします。

テレビカメラによる撮影は、庁舎管理上、管理事務所へ事前連絡が必要となりますので必ずご連絡願います。

申込期限：7月3日（水）12時

令和 年 月 日

山口労働局労働基準部賃金室 行き

(e-mail : chinginshitsu-yamaguchikyoku@mhlw.go.jp)

第 438 回山口地方最低賃金審議会（7月4日開催）取材申込

① 会社名		
② 職氏名	職名	氏名
	職名	氏名
	職名	氏名
③ 連絡先 (電話番号)		
④ 撮影方法	TV撮影 有 ・ 無	写真撮影 有 ・ 無

※ 取材にあたっての注意事項

- 1 取材を希望される方は、準備の都合がありますので、①社名②来局される方全員の氏名③代表者の連絡先④撮影の有無を **7月3日（水）12時までに**電子メールにより山口労働局賃金室までご連絡願います。

(e-mail : chinginshitsu-yamaguchikyoku@mhlw.go.jp)

- 2 撮影は、議事進行の妨げとならないよう、審議会開催前から諮問文の手交までとさせていただきます。

なお、当日は、傍聴人の参加が予定されていますので、写真撮影等への配慮をお願いいたします。

- 3 テレビカメラによる撮影は、庁舎管理上、管理事務所へ事前連絡が必要となりますので必ずご連絡願います。